

賃貸住宅のトラブルにご注意ください！

賃貸住宅を退去する際に、**貸主（管理会社）**から高額な費用を請求されたという相談が寄せられています。**借主**には退去にあたり「原状回復」義務がありますが、これは、入居当時の状態まで建物や部屋をきれいにするということではありません。

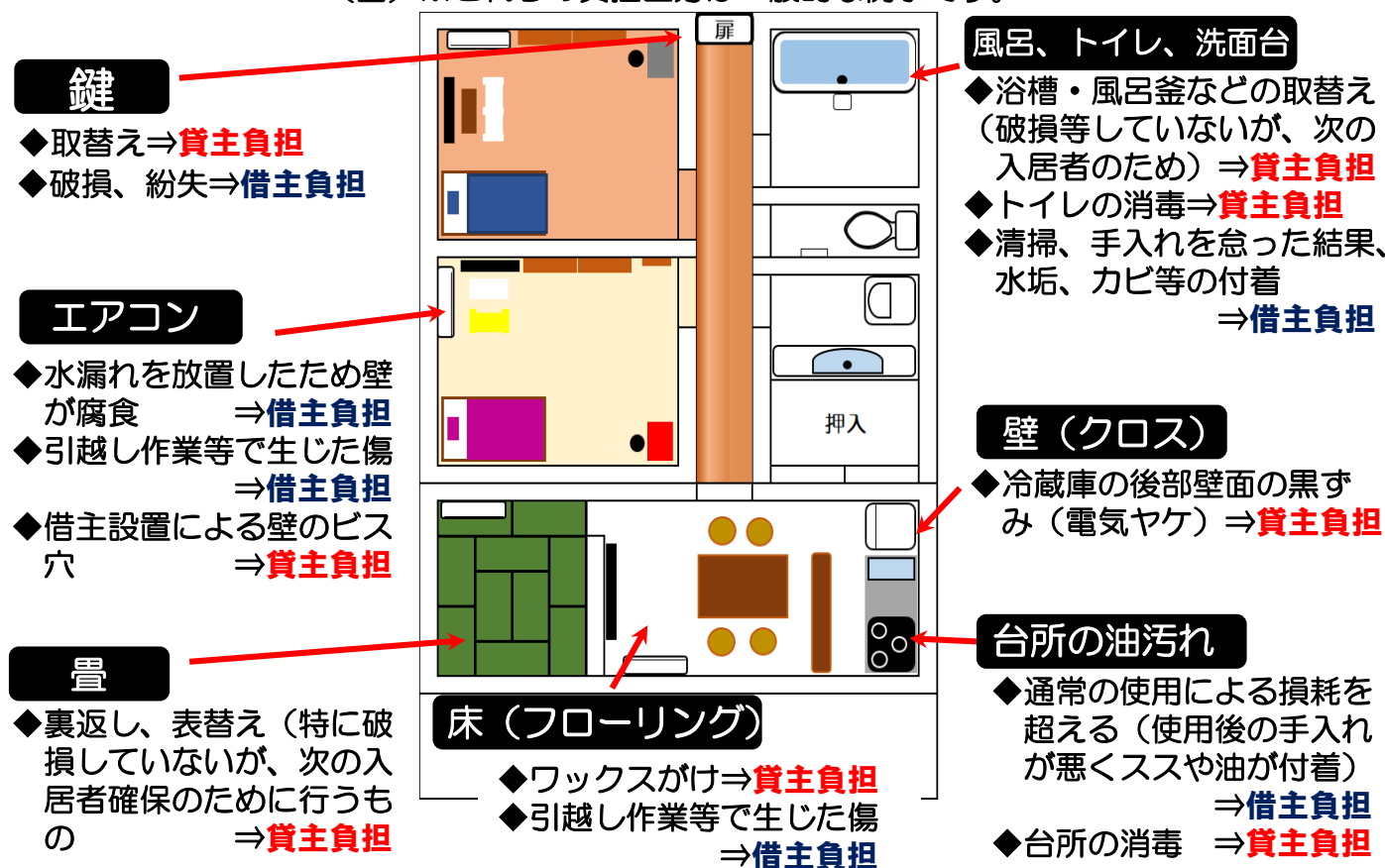
借主の故意・過失によって傷をつけたり汚してしまった場合に、修繕義務を負うものです。

経年変化や、通常に生活していても発生するような損耗については元に戻す義務はありません。

納得できない請求に対しては、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に自主交渉をしましょう。

わからない時や困った時には一人で悩まず、お住まいの消費者センターへご相談ください。

（図）※これらの負担区分は一般的な例示です。



◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方
（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）

※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

●地域講座のご案内

06-6614-7522

主に高齢者を対象として、消費者トラブル事例やその対処法をご説明する講座を行っています。地域の団体の会合などの場に講師を派遣いたしますので、ご希望される方はご連絡をお願いします。

消費生活
相談窓口



消費者センター メインキャラクター
エルちゃん

